

各技術基準の読替一覧表

「承諾」から「確認」へ変更するもの

No	技術基準	項目名	変更前	変更後
1	土工施工管理要領	Ⅱ.盛土工, 3.盛土の品質管理, 3-3 品質管理基準, 表Ⅱ-5	表Ⅱ-5 表層排水工の材料基準(材料承諾)	表Ⅱ-5 表層排水工の材料基準(材料確認)
2	土工施工管理要領	Ⅱ.盛土工, 3.盛土の品質管理, 3-3 品質管理基準, 表Ⅱ-6	表Ⅱ-6 パーチカドレーンの中詰材料(材料承諾)	表Ⅱ-6 パーチカドレーンの中詰材料(材料確認)
3	土工施工管理要領	Ⅲ.切土工, 3.のり面保護工, 3-2コンクリートおよびモルタル吹加工, 3-2-3施工管理試験,(1)計量器管理基準, IV)不合格の場合の処置	～監督員立会の上再検査し, 承諾を得た後に使用するものとする。	～監督員立会の上再検査し, 確認を得た後に使用するものとする。
4	土工施工管理要領	Ⅲ.切土工, 3.のり面保護工, 3-2コンクリートおよびモルタル吹加工, 3-6-4繊維補強コンクリート吹付に関する性能確認	繊維補強コンクリート吹付は, 曲げタフネス試験(JSCE-G552)を行い, 通常のコンクリートおよびモルタル吹付と性能が同等以上であることを確認し, 監督員の承諾を得るものとする。	繊維補強コンクリート吹付は, 曲げタフネス試験(JSCE-G552)を行い, 通常のコンクリートおよびモルタル吹付と性能が同等以上であることを確認し, 監督員の確認を得るものとする。
5	土工施工管理要領	Ⅳ.気泡混合計量盛土工, 4.施工管理試験, (1)計量器管理基準, IV)不合格の場合の処置	～監督員立会の上再検査し, 承諾を得た後に使用するものとする。	～監督員立会の上再検査し, 確認を得た後に使用するものとする。
6	土工施工管理要領	Ⅷ.維持修繕工事, 2.盛土工, 2-1盛土工の施工管理試験の種類と適用区分	～材料承諾願の試験結果を準用するものとする。	～材料確認願の試験結果を準用するものとする。
7	土工施工管理要領	Ⅷ.維持修繕工事, 2.盛土工, 2-1盛土工の施工管理試験の種類と適用区分, 表Ⅷ-1盛土量とモデル施工・材料試験の実施区分	購入材は材料承諾による。	購入材は材料確認による。
8	土工施工管理要領	Ⅷ.維持修繕工事, 2.盛土工, 2-5日常管理試験,(1)一般事項	～材料承諾時に提出された材料と同一材料であることを～	～材料確認時に提出された材料と同一材料であることを～
9	土工施工管理要領	Ⅷ.維持修繕工事, 2.盛土工, 2-5日常管理試験,(1)一般事項	この結果材料承諾時に提出された材料試験内容と著しく～	この結果材料確認時に提出された材料試験内容と著しく～
10	土工施工管理要領	参考資料, 目次, Ⅷ.GNSSを利用した盛土の品質管理, 2.締固め管理システム	2-8 締固め管理システムの使用承諾	2-8 締固め管理システムの使用確認
11	土工施工管理要領	参考資料, 目次, XI.ローラ加速度応答法を用いた盛土の品質管理(案), 2.ローラ加速度応答法のシステム	2-7 ローラ加速度応答法システムの使用承諾	2-7 ローラ加速度応答法システムの使用確認
12	土工施工管理要領	参考資料, Ⅷ.GNSSを利用した盛土の品質管理, 1.総則, 1-3適用の流れ	締固め管理システムの使用承諾	締固め管理システムの使用確認
13	土工施工管理要領	参考資料, Ⅷ.GNSSを利用した盛土の品質管理, 2.締固め管理システム, 2-8	締固め管理システムの使用承諾	締固め管理システムの使用確認
14	土工施工管理要領	参考資料, Ⅷ.GNSSを利用した盛土の品質管理, 2.締固め管理システム, 2-8締固め管理システムの使用承諾	～モデル施工実施前に監督員にシステムの使用承諾を得るものとする。	～モデル施工実施前に監督員にシステムの使用確認を得るものとする。
15	土工施工管理要領	参考資料, Ⅷ.GNSSを利用した盛土の品質管理, 2.締固め管理システム, 2-8締固め管理システムの使用承諾, 参表Ⅷ-6	システムの使用承諾	システムの使用確認
16	土工施工管理要領	参考資料, XI.ローラ加速度応答法を用いた盛土の品質管理(案), 1.総則, 1-3適用の流れ, 参図XI-3	締固め管理システムの使用承諾	締固め管理システムの使用確認
17	土工施工管理要領	参考資料, XI.ローラ加速度応答法を用いた盛土の品質管理(案), 2.ローラ加速度応答法のシステム, 2-7	ローラ加速度応答法システムの使用承諾	ローラ加速度応答法システムの使用確認
18	土工施工管理要領	参考資料, XI.ローラ加速度応答法を用いた盛土の品質管理(案), 2.ローラ加速度応答法のシステム, 2-7	～モデル施工実施前に監督員にシステムの使用承諾を得る～	～モデル施工実施前に監督員にシステムの使用確認を得る～
19	土工施工管理要領	参考資料, XI.ローラ加速度応答法を用いた盛土の品質管理(案), 2.ローラ加速度応答法のシステム, 2-7, 参表XI-9	(タイトル)システムの使用承諾	(タイトル)システムの使用確認
20	土工施工管理要領	参考資料, XI.ローラ加速度応答法を用いた盛土の品質管理(案), 2.ローラ加速度応答法のシステム, 2-7, 参表XI-9	参表Ⅷ-6「システムの使用承諾」による。	参表Ⅷ-6「システムの使用確認」による。
21	土工施工管理要領	参考資料, XI.ローラ加速度応答法を用いた盛土の品質管理(案), 2.ローラ加速度応答法のシステム, 2-7, 参表XI-9	～GNSSIに関連する項目は, 参表Ⅷ-6「システムの使用承諾」による。	～GNSSIに関連する項目は, 参表Ⅷ-6「システムの使用確認」による。
22	土工施工管理要領	参考資料, XI.ローラ加速度応答法を用いた盛土の品質管理(案), 2.ローラ加速度応答法のシステム, 2-7, 参表XI-9	～GNSSIに関連する項目は, 参表Ⅷ-6「システムの使用承諾」による。	～GNSSIに関連する項目は, 参表Ⅷ-6「システムの使用確認」による。
23	土工施工管理要領	参考資料, XI.ローラ加速度応答法を用いた盛土の品質管理(案), 3.盛土の品質管理, 3-1盛土の品質管理の流れ, 参図XI-15ローラ加速度応答法を用いた品質管理の流れ	締固め管理システムの使用承諾	締固め管理システムの使用確認
24	舗装施工管理要領	付録-1 施工管理試験等の様式, 1 施工管理試験結果の報告について	監督員に提出するものとは, 監督員の承諾を得る項目, 指示を受ける項目, 協議を要する項目	監督員に提出するものとは, 監督員の確認を得る項目, 指示を受ける項目, 協議を要する項目
25	コンクリート施工管理要領	目次	2-2-1 レディーミクストコンクリート等の使用承諾願	2-2-1 レディーミクストコンクリート等の使用確認願
25	コンクリート施工管理要領	目次	3-1 レディーミクストコンクリートの使用承諾願	3-1 レディーミクストコンクリートの使用確認願
26	コンクリート施工管理要領	1 総則, 1-3 試験項目の変更等	また, 本要領に示す施工管理方法以外の管理手法についても, 性能が同等またはそれ以上であると監督員が認めた場合には, 監督員の承諾を得て適用してもよい。	また, 本要領に示す施工管理方法以外の管理手法についても, 性能が同等またはそれ以上であると監督員が認めた場合には, 監督員の確認を得て適用してもよい。
27	コンクリート施工管理要領	2 建設工事の施工管理, 2-1 一般,(2)試験項目とひん度及び報告書の種類, 1)試験項目およびひん度, ①	～レディーミクストコンクリート等の使用承諾願および2-2-2に規定する～	～レディーミクストコンクリート等の使用確認願および2-2-2に規定する～
28	コンクリート施工管理要領	2 建設工事の施工管理, 2-1 一般,(2)試験項目とひん度及び報告書の種類, 3)報告, 図2-1	レディーミクストコンクリート等の使用承諾(※他同様)	レディーミクストコンクリート等の使用確認(※他1箇所)
29	コンクリート施工管理要領	2-2施工計画, 2-2-1	レディーミクストコンクリート等の使用承諾願	レディーミクストコンクリート等の使用確認願
30	コンクリート施工管理要領	2-2施工計画, 2-2-1レディーミクストコンクリート等の使用承諾願, (2)	レディーミクストコンクリート使用承諾願には, 下記の資料を添付するものとし, コンクリート打込み開始の60日以前(試し練り結果はコンクリート打込み開始の20日以前)に提出し, 監督員の承諾を得なければならない。	レディーミクストコンクリート使用確認願には, 下記の資料を添付するものとし, コンクリート打込み開始の60日以前(試し練り結果はコンクリート打込み開始の20日以前)に提出し, 監督員の確認を得なければならない。
31	コンクリート施工管理要領	2-2施工計画, 2-2-1レディーミクストコンクリート等の使用承諾願, 図-解2-1	レディーミクストコンクリート使用承諾願(※他同様)	レディーミクストコンクリート使用確認願(※他2箇所)
32	コンクリート施工管理要領	2-2施工計画, 2-2-2コンクリート施工計画書	～(レディーミクストコンクリート等の使用承諾願提出時)に提出しなければならない。	～(レディーミクストコンクリート等の使用確認願提出時)に提出しなければならない。
33	コンクリート施工管理要領	2-2施工計画, 2-3-4 配合, 図-解2-2	レディーミクストコンクリート承諾願の提出	レディーミクストコンクリート確認願の提出
34	コンクリート施工管理要領	2-3試験, 2-3-4 配合, 2)について	～レディーミクストコンクリートの使用承諾願が提出された～	～レディーミクストコンクリートの使用確認願が提出された～
35	コンクリート施工管理要領	2-3試験, 2-3-4 配合,(4)試し練り, 3), ④示方配合の決定	コンクリートの示方配合とは, 試し練り結果をもとに監督員の承諾を得た配合をいう。	コンクリートの示方配合とは, 試し練り結果をもとに監督員の確認を得た配合をいう。
36	コンクリート施工管理要領	2-3試験, 2-3-4 配合,(4)試し練り, 4)上記3)以外の場合, 下記の方法によるものとする。⑤示方配合の決定	コンクリートの示方配合とは, 試し練り結果をもとに監督員の承諾を得た配合をいう。	コンクリートの示方配合とは, 試し練り結果をもとに監督員の確認を得た配合をいう。
37	コンクリート施工管理要領	2-3試験, 2-3-4 配合,(5)現場配合への修正, 3)について	ただし, 監督員の承諾が得られる場合は, 承諾を得て強度試験を省略してもよい。	ただし, 監督員の確認が得られる場合は, 確認を得て強度試験を省略してもよい。
38	コンクリート施工管理要領	2-3試験, 2-3-7鉄筋,(2)ガス圧接による鉄筋の継手, 6)外観試験(日常管理試験), ④不合格圧接部の処置	外観試験の結果, 不合格となった場合は監督員の承諾を得て以下の修正を行う。	外観試験の結果, 不合格となった場合は監督員の確認を得て以下の修正を行う。
39	コンクリート施工管理要領	2-3試験, 2-3-7鉄筋,(2)ガス圧接による鉄筋の継手, 7)超音波探傷試験, ⑥不合格圧接部の処理	超音波探傷試験の結果, 不合格となった場合は, 監督員の承諾を得て～	超音波探傷試験の結果, 不合格となった場合は, 監督員の確認を得て～
40	コンクリート施工管理要領	2-3試験, 2-3-7鉄筋,(3)機械継手による鉄筋の継手, 1)一般事項	～継手工法, 管理試験方法および規定値について, 監督員の承諾を得なければならない。	～継手工法, 管理試験方法および規定値について, 監督員の確認を得なければならない。
41	コンクリート施工管理要領	2-3試験, 2-3-8コンクリート構造物(非破壊試験による管理),(3)圧縮強度の管理方法, 4)について	圧縮強度試験で不合格となった場合には, 監督員の承諾を得て～	圧縮強度試験で不合格となった場合には, 監督員の確認を得て～
42	コンクリート施工管理要領	2-3試験, 2-3-8コンクリート構造物(非破壊試験による管理),(4)鉄筋かぶりの管理方法, 5)について	一部破壊検査で不合格となった場合には, 監督員の承諾を得て～	一部破壊検査で不合格となった場合には, 監督員の確認を得て～

「承諾」から「確認」へ変更するもの

No	技術基準	項目名	変更前	変更後
43	コンクリート施工管理要領	2-3試験,2-3-9寒冷地域の工場製コンクリート縁石,(1)一般	～製造計画(計量および練混ぜ方法、成形方法、養生方法)についての監督員の 承諾 を得るものとし、 承諾 を得た後に～	～製造計画(計量および練混ぜ方法、成形方法、養生方法)についての監督員の 確認 を得るものとし、 確認 を得た後に～
44	コンクリート施工管理要領	2-3試験,2-3-10 報告,表2-23	レディーミクストコンクリート等の使用 承諾 願	レディーミクストコンクリート等の使用 確認 願
45	コンクリート施工管理要領	2-4構造物用コンクリートの施工,2-4-4鉄筋工,(4)継手,1)	1)受注者の都合等により鉄筋の継手位置を変更または追加する場合は、監督員の 承諾 を得なければならない。	1)受注者の都合等により鉄筋の継手位置を変更または追加する場合は、監督員の 確認 を得なければならない。
46	コンクリート施工管理要領	2-4構造物用コンクリートの施工,2-4-4鉄筋工,(4)継手,3)	3)機械継手を行う場合は、事前に監督員の 承諾 を得た施工方法および品質管理方法に従い	3)機械継手を行う場合は、事前に監督員の 確認 を得た施工方法および品質管理方法に従い
47	コンクリート施工管理要領	2-4構造物用コンクリートの施工,2-4-4鉄筋工,(4)継手,3)について	それぞれの工法の概要を表-解2-9に示すが、それぞれ施工方法、品質管理方法が異なるため、事前に監督員の 承諾 を得て～	それぞれの工法の概要を表-解2-9に示すが、それぞれ施工方法、品質管理方法が異なるため、事前に監督員の 確認 を得て～
48	コンクリート施工管理要領	2-4構造物用コンクリートの施工,2-4-11 特殊コンクリート,(3)膨張コンクリート,5)施工管理,表2-27	注1)日常管理試験における膨張率は、監督員の 承諾 を得て～	注1)日常管理試験における膨張率は、監督員の 確認 を得て～
49	コンクリート施工管理要領	2-4構造物用コンクリートの施工,2-4-11 特殊コンクリート,(3)膨張コンクリート,5)施工管理,表2-27	注2)膨張材量の確認方法は、事前に監督員の 承諾 を得なければならない。	注2)膨張材量の確認方法は、事前に監督員の 確認 を得なければならない。
50	コンクリート施工管理要領	2-4構造物用コンクリートの施工,2-4-11 特殊コンクリート,(3)膨張コンクリート,5)について	～膨張率の範囲は監督員の 承諾 を得て 100×10 ⁻⁶ ～300×10 ⁻⁶ の範囲に変更できることとした。	～膨張率の範囲は監督員の 確認 を得て 100×10 ⁻⁶ ～300×10 ⁻⁶ の範囲に変更できることとした。
51	コンクリート施工管理要領	3 維持修繕作業の施工管理,3-2試験項目とひん度および報告書の種類	～「レディーミクストコンクリートの使用 承諾 願」および3-4に規定する「コンクリート打設計画書」を提出しなければならない。	～「レディーミクストコンクリートの使用 確認 願」および3-4に規定する「コンクリート打設計画書」を提出しなければならない。
52	コンクリート施工管理要領	3 維持修繕作業の施工管理,3-3	3-3 レディーミクストコンクリートの使用 承諾 願	3-3 レディーミクストコンクリートの使用 確認 願
53	コンクリート施工管理要領	3 維持修繕作業の施工管理,3-3 レディーミクストコンクリートの使用承諾願	～レディーミクストコンクリート使用 承諾 願には、次の資料を添付しなければならない。	～レディーミクストコンクリート使用 確認 願には、次の資料を添付しなければならない。
54	構造物施工管理要領	2 建設編,2-3 鋼構造物工,2-3-5仮組立検査,(3)	その場合は、監督員の 承諾 を得るものとする。	その場合は、監督員の 確認 を得るものとする。
55	構造物施工管理要領	2 建設編,2-3 鋼構造物工,2-3-5仮組立検査,(5)	なお、欠陥が重大なもの(溶接割れなど)である場合は、速やかに処置方法について検討し、監督員の 承諾 を得た後、処置し報告するものとする	なお、欠陥が重大なもの(溶接割れなど)である場合は、速やかに処置方法について検討し、監督員の 確認 を得た後、処置し報告するものとする
56	構造物施工管理要領	2 建設編,2-3 鋼構造物工,2-3-6 部材検査,(3)	なお、欠陥が重大なもの(溶接割れなど)である場合は、速やかに処置方法について検討し、監督員の 承諾 を得た後、処置し報告するものとする	なお、欠陥が重大なもの(溶接割れなど)である場合は、速やかに処置方法について検討し、監督員の 確認 を得た後、処置し報告するものとする
57	構造物施工管理要領	2 建設編,2-3 鋼構造物工,2-3-7 防食仕様,(2)橋桁内面及び上フランジ上面	5)コンクリートとの接触面以外の狭溢部に塗装が困難な箇所は、監督員の 承諾 を得た上で～	5)コンクリートとの接触面以外の狭溢部に塗装が困難な箇所は、監督員の 確認 を得た上で～
58	構造物施工管理要領	2 建設編,2-3 鋼構造物工,2-3-11現場溶接部非破壊検査,(1)現場溶接施工試験	～かつ十分な施工経験をもつ者で行う場合は、資料を提出し監督員の 承諾 を得て現場溶接試験施工を省略することができる。	～かつ十分な施工経験をもつ者で行う場合は、資料を提出し監督員の 確認 を得て現場溶接試験施工を省略することができる。
59	構造物施工管理要領	2 建設編,2-3 鋼構造物工,2-3-11,(3)超音波探傷試験,3)	ただし、性能確認試験において、きず長さを良好に測定できるを確認された方法であれば、監督員の 承諾 を得て使用することができる。	ただし、性能確認試験において、きず長さを良好に測定できるを確認された方法であれば、監督員の 確認 を得て使用することができる。
60	構造物施工管理要領	2 建設編,2-3 鋼構造物工,2-3-11,(3)超音波探傷試験,6)	なお、性能確認試験にて種類の異なる複数の探触子の組合せにより、きずの検出性能が良好である確認された方法であれば、監督員の 承諾 を得て使用することができる。	なお、性能確認試験にて種類の異なる複数の探触子の組合せにより、きずの検出性能が良好である確認された方法であれば、監督員の 確認 を得て使用することができる。
61	構造物施工管理要領	2-4 プレストレストコンクリート構造物工,2-4-2 ポストテンション方式,(3)PCグラウト,④使用材料,1),①	①材料 承諾 書に～	①材料 確認 書に～
62	構造物施工管理要領	2-4 プレストレストコンクリート構造物工,2-4-2ポストテンション方式,(3)PCグラウト,⑥品質管理試験,1)	配合試験については監督員の立会のもとに実施し、その結果を監督員に提出し、配合設計について 承諾 を受けなければならない。	配合試験については監督員の立会のもとに実施し、その結果を監督員に提出し、配合設計について 確認 を受けなければならない。
63	構造物施工管理要領	2-5 支承および付属物工,2-5-2 支承,(1)ゴム支承,②品質管理の体制	品質管理責任者の氏名については材料 承諾 時に監督員に提出するものとする。	品質管理責任者の氏名については材料 確認 時に監督員に提出するものとする。
64	構造物施工管理要領	2-5 支承および付属物工,2-5-3 伸縮装置,(2)伸縮装置A,4)施工,⑥工事車輜への交通開放	これらの措置内容については、監督員の 承諾 を得なければならない。	これらの措置内容については、監督員の 確認 を得なければならない。
65	構造物施工管理要領	2-6 床版防水,2-6-7検査	(1)1)使用材料の検査は、材料 承諾 時に性能証明書を書き提出させ～	(1)1)使用材料の検査は、材料 確認 時に性能証明書の写しを提出させ～
66	構造物施工管理要領	3-2 塗替え塗装,3-2-2 塗替え塗装仕様,(4)	その場合は、監督員と協議し 承諾 を得るものとする	その場合は、監督員と協議し 確認 を得るものとする
67	構造物施工管理要領	3-10 あと施工アンカー,3-10-2 使用材料,(2),表3-10-	工事材料 承諾 願には～	工事材料 確認 願には～
68	構造物施工管理要領	3-13 制震ダンパー,3-13-2品質管理および検査,表3-13-6,(2)について	なお、品質管理責任者については材料 承諾 時に監督員に提出するものとする。	なお、品質管理責任者については材料 確認 時に監督員に提出するものとする。
69	構造物施工管理要領	3-15 床版防水,3-15-6性能照査(グレードI),表3-15-14,B)材料抜き取り検査	～あらかじめ公的機関またはこれに準じる機関で実施された試験結果を提出し、 承諾 を得るものとする。	～あらかじめ公的機関またはこれに準じる機関で実施された試験結果を提出し、 確認 を得るものとする。
70	トンネル施工管理要領	1 一般事項,1-2試験の項目と頻度及び報告書の種類,(3)報告	また、同表に示す○印の項目は、監督員の 承諾 を得なければならない。	また、同表に示す○印の項目は、監督員の 確認 を得なければならない。
71	トンネル施工管理要領	1 一般事項,表-1(1/2)	監督員の 承諾 を要するもの	監督員の 確認 を要するもの
71	トンネル施工管理要領	1 一般事項,表-1(2/2)	監督員の 承諾 を要するもの	監督員の 確認 を要するもの
72	トンネル施工管理要領	1 一般事項,表-7 注1)	注1:モデル施工により、各材齢の強度を満足し、施工性に支障がないことを確認した値(配合)を選定し、監督員の 承諾 を得るものとする。	注1:モデル施工により、各材齢の強度を満足し、施工性に支障がないことを確認した値(配合)を選定し、監督員の 確認 を得るものとする。
73	トンネル施工管理要領	3.鋼アーチ支保工,3-2 高規格鋼の品質規格証明と管理方法	～各製造工場の品質規格証明について事前に品質管理報告書として監督員に提出し、 承諾 を得なければならない。	～各製造工場の品質規格証明について事前に品質管理報告書として監督員に提出し、 確認 を得なければならない。
74	トンネル施工管理要領	8-2内装工の品質管理基準,(8)タイルの強度	規定値を確保できない場合は、試験結果および手直し方法について監督員の 承諾 を得てタイルの張り直しを行うものとする。	規定値を確保できない場合は、試験結果および手直し方法について監督員の 確認 を得てタイルの張り直しを行うものとする。
75	トンネル施工管理要領	8-2内装工の品質管理基準,(9)タイルの剥離、浮き、ひび割れの検査	発見された場合は、(5)と同様に試験結果および手直し方法について監督員の 承諾 を得てタイルの張り直しを行うものとする。	発見された場合は、(5)と同様に試験結果および手直し方法について監督員の 確認 を得てタイルの張り直しを行うものとする。
76	レーンマーク施工管理要領	目次	2-3 材料の 承諾	2-3 材料の 確認
77	レーンマーク施工管理要領	2.材料規格,2-3 材料の承諾	2-3 材料の 承諾 (※他同様)	2-3 材料の 確認 (※他同様)
78	レーンマーク施工管理要領	3.試験施工,3-8 試験施工報告書	～様式-2～様式-4の図表類を添付して報告書とし、監督員に提出して 承諾 を得なければならない	～様式-2～様式-4の図表類を添付して報告書とし、監督員に提出して 確認 を得なければならない
79	防護柵施工管理要領	5.施工,5.1現場施工,b)	～周囲の鋼材に悪影響を及ぼさない場合にのみ監督員の 承諾 を得て行うことができる。	～周囲の鋼材に悪影響を及ぼさない場合にのみ監督員の 確認 を得て行うことができる。
80	遮音壁施工管理要領	1.総則,1-3 試験項目の変更等	～性能が同等またはそれ以上であると監督員が認めた場合には、監督員の 承諾 を得て適用してもよい。	～性能が同等またはそれ以上であると監督員が認めた場合には、監督員の 確認 を得て適用してもよい。
81	遮音壁施工管理要領	2.品質管理,表2-1,注2)	ただし、事前確認等で監督員の 承諾 を得れば後日速やかに提出すること。	ただし、事前確認等で監督員の 確認 を得れば後日速やかに提出すること。
82	遮音壁施工管理要領	2.品質管理,表2-5,※2)	ただし、事前確認等で監督員の 承諾 を得れば後日提出でもよい。	ただし、事前確認等で監督員の 確認 を得れば後日提出でもよい。
83	遮音壁施工管理要領	2.品質管理,表2-6,※1)	ただし、事前確認等で監督員の 承諾 を得れば後日提出でもよい。	ただし、事前確認等で監督員の 確認 を得れば後日提出でもよい。
84	遮音壁施工管理要領	2.品質管理,表2-13,注1)	ただし、事前確認等で監督員の 承諾 を得れば後日提出でもよい。	ただし、事前確認等で監督員の 確認 を得れば後日提出でもよい。

「承諾」から「確認」へ変更するもの

No	技術基準	項目名	変更前	変更後
85	植生のり面工施工管理要領	8.再施工	～再施工計画を作成し、監督員の 承諾 を得た後に実施するものとする。	～再施工計画を作成し、監督員の 確認 を得た後に実施するものとする。
86	植生のり面工施工管理要領	6.施工管理, 6.2吹付基材品質,(2)客土	～「道路緑化技術基準・同解説 幼植物試験(発芽試験)社団法人日本道路協会」に基づき試験を実施し監督員の 承諾 を得るものとする。	～「道路緑化技術基準・同解説 幼植物試験(発芽試験)社団法人日本道路協会」に基づき試験を実施し監督員の 確認 を得るものとする。
87	植生のり面工施工管理要領	6.施工管理, 6.2吹付基材品質, (3)人工基材	～「道路緑化技術基準 幼植物試験(発芽試験)社団法人日本道路協会」を実施しその品質について監督員の 承諾 を得るものとする。	～「道路緑化技術基準 幼植物試験(発芽試験)社団法人日本道路協会」を実施しその品質について監督員の 確認 を得るものとする。
88	管路工事施工管理要領	5. 施工準備(2) 材料の検査	現場での材料の検査は 承諾 図書との整合、数量、破損の有無及び品質について行う。	現場での材料の検査は 確認 図書との整合、数量、破損の有無及び品質について行う。
89	管路工事施工管理要領	10.ハンドホール(2)マンホール	～プレキャスト製とし監督員の 承諾 を得た上で、現場打ち鉄筋コンクリート製も使用することができる。	～プレキャスト製とし監督員の 確認 を得た上で、現場打ち鉄筋コンクリート製も使用することができる。
90	鋼製橋脚隅角部の補修要領	2章 点検, 2-6 調査計画と結果の報告,(1)	～調査計画書を作成し、監督員の 承諾 を得なければならない。	～調査計画書を作成し、監督員の 確認 を得なければならない。
91	鋼製橋脚隅角部の補修要領	3章 試験方法,3-2 磁粉探傷試験, 3-2-4 検査計画書の作成,(1)	検査を行う際は、事前に検査計画書を作成し、監督員の 承諾 を得なければならない。	検査を行う際は、事前に検査計画書を作成し、監督員の 確認 を得なければならない。
92	鋼製橋脚隅角部の補修要領	3章 試験方法, 3-3 超音波探傷試験, 3-3-4 検査計画書の作成,(1)	検査を行う際は、事前に検査計画書を作成し、監督員の 承諾 を得なければならない。	検査を行う際は、事前に検査計画書を作成し、監督員の 確認 を得なければならない。
93	鋼製橋脚隅角部の補修要領	6章 再溶接補修, 6-5 溶接施工試験, 6-5-1 総則, (1)	～かつ十分な技量を有する溶接士が施工を行う場合には、資料を提出し監督員の 承諾 を得た場合に限り、溶接施工試験を省略することができる。	～かつ十分な技量を有する溶接士が施工を行う場合には、資料を提出し監督員の 確認 を得た場合に限り、溶接施工試験を省略することができる。
94	技術関係資料マイクロフィルム作成要領	2 マスターフィルムの作成, 2-1-14 被写体の点検及び補修,(2)	被写体が製本されていて撮影ムラのおそれがあるときは、発注者の 承諾 を得てこれをほぐし、しわ等は引き伸ばすものとする。	被写体が製本されていて撮影ムラのおそれがあるときは、発注者の 確認 を得てこれをほぐし、しわ等は引き伸ばすものとする。
95	設計要領第一集舗装編	3-4-4高機能舗装以外の表層用混合物の配合設計 4)マーシャル試験基準値 (a)	～影響を大きく受けるため、材料の選定及び 承諾 に当たっては、～	～影響を大きく受けるため、材料の選定及び 確認 に当たっては、～
96	設計要領第一集舗装編	3-4-5基層用混合物の配合設計 4)マーシャル試験基準値	～影響を大きく受けるため、材料の選定及び 承諾 に当たっては、～	～影響を大きく受けるため、材料の選定及び 確認 に当たっては、～
97	設計要領第一集舗装編	3-4-6中間層用混合物の配合設計 4)マーシャル試験基準値 (a)	～影響を大きく受けるため、材料の選定及び 承諾 に当たっては、～	～影響を大きく受けるため、材料の選定及び 確認 に当たっては、～
98	設計要領第一集舗装編	3-4-7橋梁レベリング層用混合物の配合設計 4)マーシャル試験基準値 (a)	～影響を大きく受けるため、材料の選定及び 承諾 に当たっては、～	～影響を大きく受けるため、材料の選定及び 確認 に当たっては、～
99	設計要領第一集舗装編	3骨材露出工法設計・施工マニュアル 3-3-6その他 1)	露出によって発生したモルタル分は、産業廃棄物となることから、その処理方法については監督員の 承諾 を得るものとする。	露出によって発生したモルタル分は、産業廃棄物となることから、その処理方法については監督員の 確認 を得るものとする。
100	設計要領第二集橋梁建設編	II 設計一般 II -1.PC橋 2-1-2工事発注のために設計に用いる定着工法(1)	～工事契約後に受注者から 承諾 願いで提出されたPC定着工法の～	～工事契約後に受注者から 確認 願いで提出されたPC定着工法の～